

経済的困窮者及び災害被災者に対する検定料免除制度について

一橋大学では学部入学試験において、平成 25 年度学部入学試験(平成 24 年度に実施)から経済的に困窮している入学志願者及び災害に被災した入学志願者に対して進学の機会を提供するための検定料免除制度を実施しています。

1 免除対象となる入学者選抜試験

検定料免除の対象となる試験は、平成 30 年度学部入学試験(平成 29 年度に実施される一般入試、外国学校出身者入試、推薦入試)です。

2 免除の対象

- (1) 主たる家計支持者の入学試験実施日の前年の給与収入(公的年金収入を含む。)が 400 万円以下である場合又は主たる家計支持者の入学試験実施日の前々年の事業所得が 218 万円以下である場合
- (2) 主たる家計支持者が災害救助法適用地域において、入学試験実施日の 1 年以内に被災した場合
- (3) (2)に準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合(例えば東日本大震災規模の災害により被災した場合)

3 免除の手続き

検定料の免除を受けようとする方は、出願時に提出することとなっている検定料振込確認書に代えて、次の書類を提出してください。

なお、この手続きを行う場合は、出願時に「検定料」を振り込まないでください。

- (1) 検定料免除願(裏面)
- (2) 給与収入金額等又は所得金額に関する証明書類(2(1)の場合)
 - ① 給与収入及び公的年金である場合は、入学試験実施日の前年に当たる源泉徴収票または年金支払い証明書等(写)
 - ② 事業所得の場合は、入学試験実施日の前々年に当たる確定申告書の控え(写)
 - ③ 収入が無い場合は非課税証明書
- (3) 被災証明書等(2(2)及び2(3)の場合)

4 免除の取消

記載内容が事実と異なる場合には、検定料の免除が取り消されます。

5 問い合わせ先

学務部入試課 (電話番号) 042-580-8150

※ 申請する場合は、ウェブサイト(<http://www.hit-u.ac.jp/admission/>)を必ずご確認のうえ、手続きをしてください。

検 定 料 免 除 願

平成 年 月 日

一橋大学長 殿

検定料の免除を希望するので、証明書を添付の上、願い出ます。

試験の種類 (出願する試験に○を付すこと。)		・一般入試(前期日程) ・外国学校出身者入試		・一般入試(後期日程) ・推薦入試	
入学志願者	ふりがな			志望	学部
	氏名			学部	
	住所	〒			
	電話番号	()	携帯電話	()	
主たる家計支持者	ふりがな			入学志願者	父・母
	氏名			との続柄	その他 ()
	住所	〒			
	電話番号	()	携帯電話	()	
免除理由		経済的要因→ <input type="checkbox"/> 欄に記入 災害→ <input type="checkbox"/> 欄に記入			
<input type="checkbox"/> 添付する証明書類 (該当する番号に○を付すこと。)		給与収入		事業所得	
	1. 源泉徴収票	円		/	
	2. 確定申告書の控え(写)	円			
	3. 非課税証明書 (無収入を証明するため)	円		円	
	4. その他 ()	円		円	
合計	円		円		
<input type="checkbox"/> 添付する証明書類	り災証明書等		り災の原因 ()		

※ 記載内容が事実と異なる場合には、検定料の免除が取り消されます。

(大学使用欄)

確認	可・否